

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月25日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 岩淵 浩一

【電話番号】 03 - 4530 - 7085

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券に係るファンドの名称】 ステート・ストリートDCグローバル債券インデック
ス・オープン

【届出の対象とした募集（売出）内国投資
信託受益証券の金額】 当初自己設定（平成23年3月15日）
100万円とします。
継続募集額
1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープン

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型株式投資信託振替受益権（以下「受益権」といいます。）

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定 100万円とします。

継続申込期間 1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

当初自己設定 1口当たり1円とします。

継続申込期間 取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、申込みの受付は原則として委託会社の各営業日の午後3時までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、取得申込日が米国もしくは英国の取引所 または銀行の休業日の場合、またはフランスおよびドイツの両国の取引所または銀行の休業日の場合は原則として取得の申込みに応じないものとします。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額(信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価を行って得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額)を、計算日における受益権総口数で除して求めた1口当りの金額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じとします。

基準価額は、販売会社（後記「(8) 申込取扱場所」を参照）にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の各営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1口の整数倍をもって受付けます。

(7) 【申込期間】

当初自己設定 平成23年3月15日

継続申込期間 平成23年3月15日から平成24年5月18日まで。

ただし、お申込みの取扱いは日本における販売会社の営業日に限り行われます。また、お申込日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日となる場合、または、フランスおよびドイツ両国の取引所または銀行の休業日の場合には、原則としてお申込みはできません。

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(9) 【払込期日】

当初自己設定

当初自己設定における取得申込金額の総額は、信託設定日（平成23年3月15日）に、委託会社の指定する口座を経由して当ファンドの受託会社である中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問い合わせください。）までに取得申込金をお支払いいただくものとします。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に当ファンドの受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受け付けた販売会社とします。（上記「(8)申込取扱場所」の項をご参照ください。）

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法等

当ファンドの受益権のお申込みは、申込期間における毎営業日に販売会社にて受け付けます。ただし、お申込日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に当たる場合、または、フランスおよびドイツ両国の取引所または銀行の休業日に当たる場合には、原則としてお申込みはできません。信託財産の運用が円滑に行えるよう、お申込みの受け付けは、販売会社の毎営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、得申込みを行います。その際、販売会社との間で、自動けいぞく投資約款にしたがった契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結し、販売会社所定の申込書に届出印を捺印のうえ、申込金を払い込みます（当ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです）。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益権の取得申込者の制限について

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会(同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)に限るものとします。

なお、上記にかかわらず、ファンド設定のため委託会社および販売会社が自己の資金をもって取得する場合があります。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取り消し

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、取得の申込みまたは一部解約の請求の受付を中止することおよび既に受付けた取得の申込みまたは一部解約の請求を取り消すことがあります。

お申込代金の利息

お申込代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的および基本的性格】

当ファンドは、確定拠出年金法に基づいて加入者が拠出した資金を運用するためのファンドであり、日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資することにより、中長期的にシティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行います。

シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）とは、世界主要先進国の日本を除く22ヶ国(2011年1月末現在)を投資対象国として、シティグループ社が開発した世界国債指数です。なお、この投資対象国に関しては定期的な見直しにより変更されることがあります。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆億円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 補足分類 |
|-------------------|-----------------------|---|---------------------------|
| 単位型 追加型 | 国内 海外 内外 | 株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合 () | インデックス型 特殊型 |

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

| 項目 | 該当する商品分類 | 内容 |
|-------------------|----------|--|
| 単位型・追加型 | 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。 |
| 投資対象地域 | 海外 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象資産 (収益の源泉) | 債券 | 目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 補足分類 | インデックス型 | 目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。 |

属性区分表

| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
|---|--------------|------------------|------------------|-------|---|
| 株式 一般 大型株 中小型株 | 年 1回 | グローバル (日本を除く) | | | |
| | 年 2回 | 日本 | | | |
| | 年 4回 | 北米 | ファミリー ファンド | あり | 日経 225 |
| 債券 一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 () | 年 6回 (隔月) | 欧州 | | () | |
| | 年12回 (毎月) | アジア | | | TOPIX |
| | 日々 | オセアニア | | | |
| 不動産投信 | その他 | 中南米 | ファンド・オブ・ ファンズ | なし | |
| その他資産 (投資信託証券 (債券)) | () | アフリカ | | | その他 (シティグループ 世界国債指数(除 く日本、円ペー ス)) |
| 資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型 | | 中近東 (中東) | | | |
| | | エマージング | | | |

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

| 項目 | 該当する属性区分 | 内容 |
|--------|-------------------|--|
| 投資対象資産 | その他資産(投資信託証券(債券)) | 目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。 |
| 決算頻度 | 年 1回 | 目論見書又は信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資対象地域 | グローバル (日本を除く) | 目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産(日本を除く)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 投資形態 | ファミリーファンド | 目論見書又は信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズ)にのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。 |

| | | |
|----------|---------|---|
| 為替ヘッジ | 為替ヘッジなし | 目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。 |
| 対象インデックス | その他 | 「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。 |

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの目的

当ファンドは、日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資することにより、中長期的にシティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行います。

ファンドの特色

- 1** マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要先進国の国債および政府機関債等に投資します。
- 2** 当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。
「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。
- 3** シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）に連動することを目標とします。
※シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）とは、世界主要先進国の日本を除く22ヶ国（2011年1月末現在）を投資対象国として、シティグループ社が算出した世界国債指数です。なお、この投資対象国に関しては定期的な見直しにより変更されることがあります。
- 4** 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
したがって投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

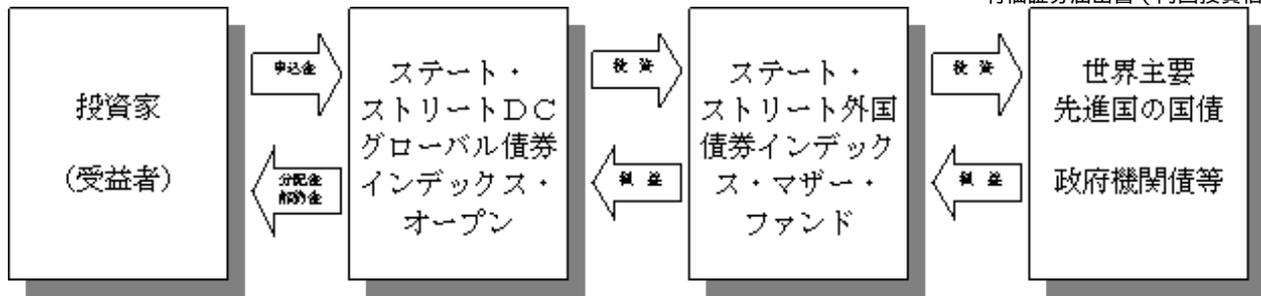
(2) 【ファンドの沿革】

平成23年3月15日 投資信託契約締結、設定、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行い、マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等に投資します。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの収益はすべてベビーファンドに還元されます。

<ベビーファンド> <マザーファンド>



分配金は、無手数料で再投資されます。

マザーファンドには、「ステート・ストリートDCグローバル債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社(以下「委託会社」といいます。)

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) 中央三井アセット信託銀行株式会社(以下「受託会社」といいます。)

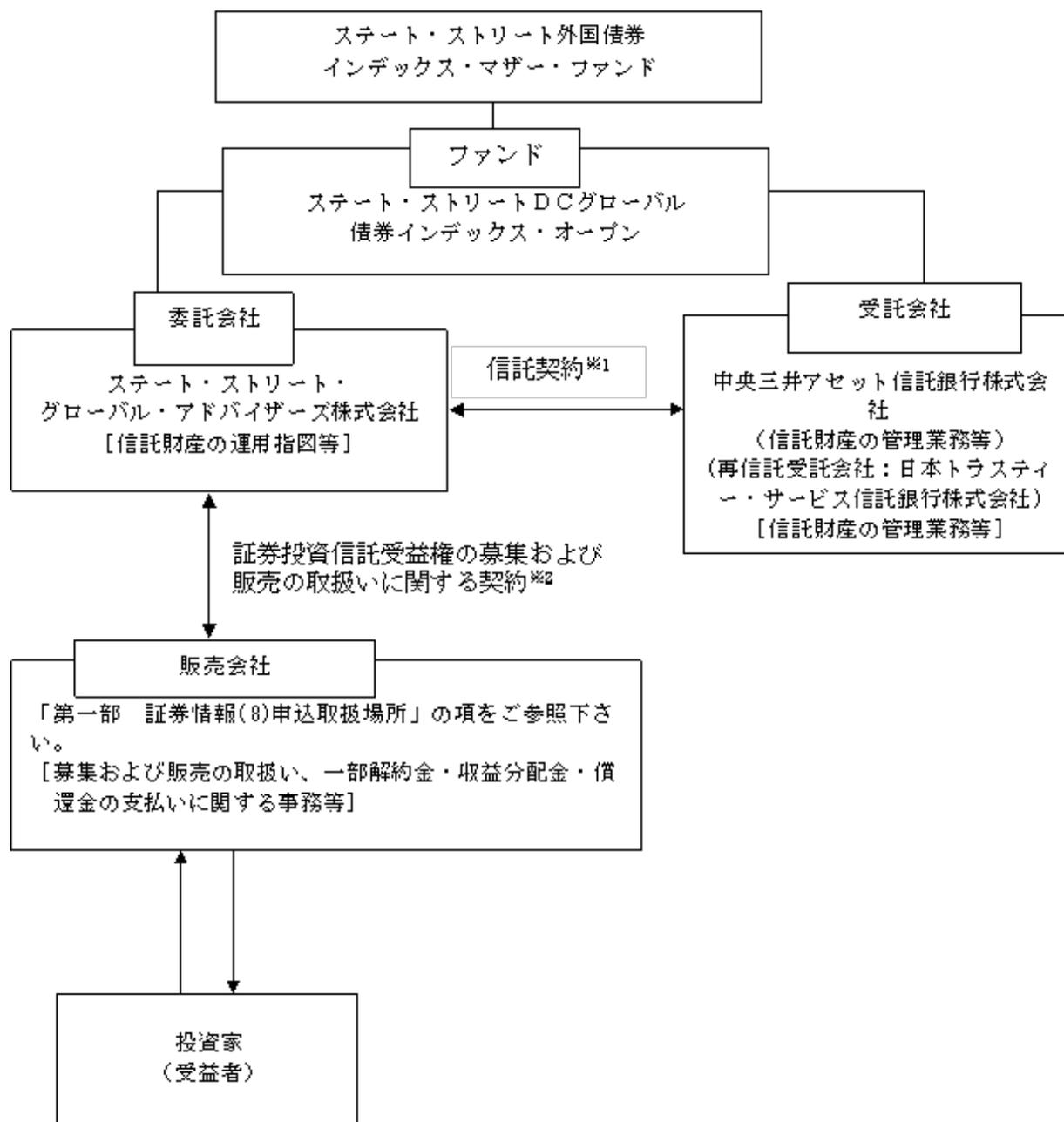
(再信託受託会社：日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社)

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



1 信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況（平成23年1月31日現在）

- 1) 資本金
3億1千万円
- 2) 沿革

平成10年2月25日 ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立

平成10年3月31日 投資顧問業の登録

| | |
|------------|---------------------------------------|
| 平成10年8月28日 | ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更 |
| 平成10年9月30日 | 投資一任契約に係る業務の認可 |
| 平成10年9月30日 | 証券投資信託の委託会社としての認可取得 |
| 平成19年9月30日 | 金融商品取引業者の登録 |
| 平成20年7月 1日 | ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に 商号変更 |

3) 大株主の状況

(平成22年1月31日現在)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---|--|--------|------|
| ステート・ストリート・ グローバル・アドバイザーズ・イ ンターナショナル・ ホールディングス・インク | アメリカ合衆国デラウェア州 ウィルミントン センターヴィル・ ロード2711 | 6,200株 | 100% |

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券に投資することにより、中長期的にシティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）に連動した投資成果の獲得をめざして運用を行います。

シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、）を行うことができます。信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき並びに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）（信託約款第14条）。

- (a) 有価証券
- (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条および第21条に定めるものに限り、）
- (c) 金銭債権
- (d) 約束手形

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託会社として締結された「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第15条第1項）。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます（信託約款第15条第2項）。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きま

す。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます(信託約款第15条第3項)。

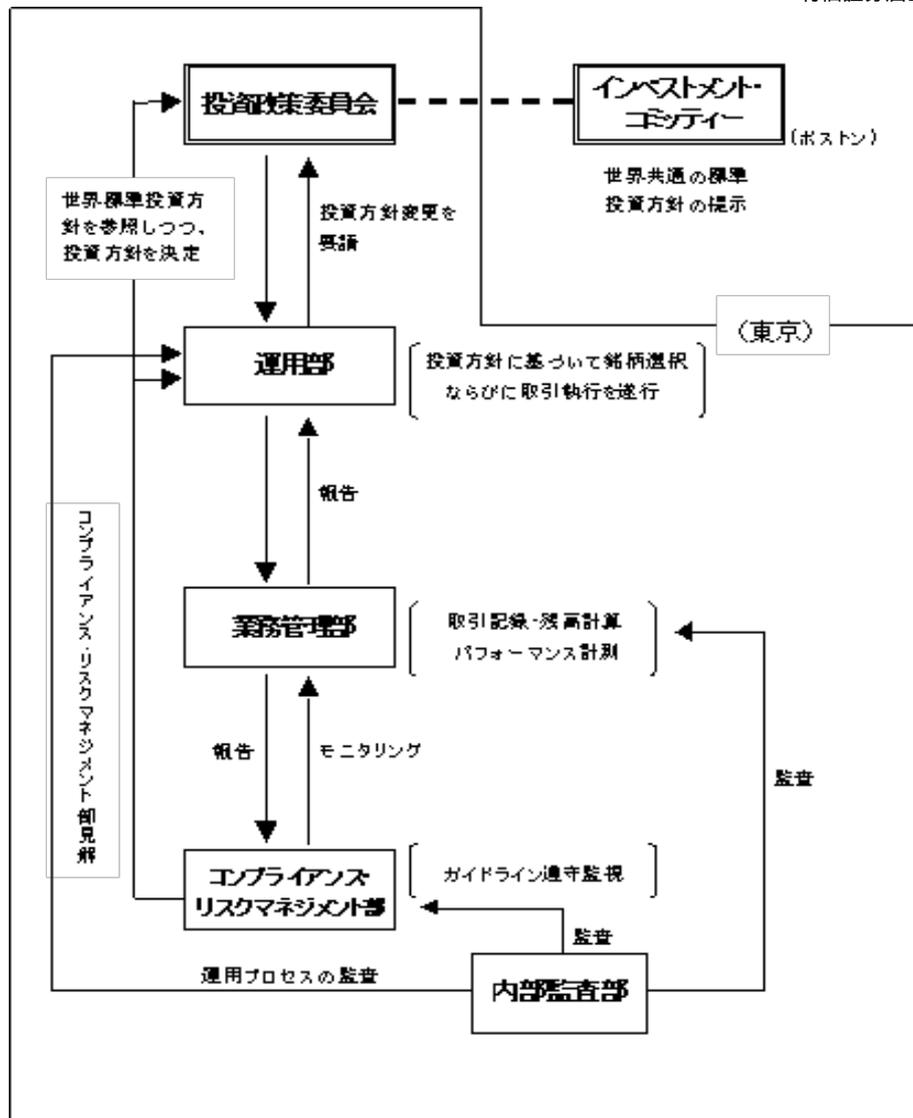
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下同じ。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません(信託約款第15条第4項)。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません(信託約款第15条第5項)。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません(信託約款第15条第6項)。

上記においてマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める投資信託証券、新株引受権証券、新株予約権証券および株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます(信託約款第15条第7項)。

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル/プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者とは意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、運用部長、各運用戦略責任者、業務管理部の運用評価グループ責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、全ファンドの毎月末のポートフォリオ構成、パフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略の受託資産間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。運用担当者は、投資戦略別に毎月の投資行動を報告した上で、ガイドラインからの乖離やパフォーマンスの格差、発注取引先の集中等が生じている場合には、その理由及び顧客への説明状況について報告します。

(4) 【配分方針】

毎決算時（原則として2月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を

行います。

(5)【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 5) 投資信託証券（ただし、マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) 外貨建資産の実質的投資割合には制限を設けません。
- 7) デリバティブ取引は、約款19条、第20条および第21条の範囲で行います。

信託約款上のその他の投資制限

1) 投資する株式等の範囲(信託約款第18条)

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能なものに限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

2) 先物取引等の運用指図(信託約款第19条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

3) スワップ取引の運用指図(信託約款第20条)

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または

異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
 - (d) 上記（c）においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 4) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第21条)
- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第22条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
 - (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 6) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第23条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a)の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 7) 公社債の借入れ(信託約款第24条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすること

ができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- (b) 上記(a)の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第25条)
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 9) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第26条)
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 上記(a)の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - (d) 上記(a)及び(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(参考)「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とします。

公社債への投資は原則として高位を維持します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。その際の実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の100%以内とします。また、実質投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう実質投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時

価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1) の証券または証書、12) および17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券ならびに12) および17)

の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および14) の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の総資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な運用制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の転換による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、実質的に日本を除く世界主要先進国の国債および政府機関債等に投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行って下さい。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。

金利変動リスク

公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって公社債等の価格は変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）にも、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本を除く世界主要国の国債および政府機関債等は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。

流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

資産担保証券のリスク

MBS、ABS等（資産担保証券）の期限前償還リスクを伴う債券は、資産担保証券の原資産となっている住宅ローンや自動車ローン等は、一般的に金利が低下すると借換えによる返済が増え、逆に金利が上昇すると借換えによる返済が減少する傾向があります（期限前返済は金利変動の他にも様々な要因の影響を受けます。）。一般的に金利が低下した場合、低金利ローンへの借換えが増加することにより資産担保証券の期限前償還が増加し、当初期待した利回りでの再投資ができない可能性、もしくは証券を額面価額より高く購入している場合、償還損を被る可能性等があります。こうした要因により当ファンドの基準価額が下落することがあります。なお、金利変動の価格に影響を与える度合いは、個々の資産担保証券の特性によっても異なります。

MBSは多数の住宅ローンを担保として発行されますので、担保となる住宅ローンの中にはいわゆるサブプライムローン（信用力の低い個人向け住宅融資）と考えられる信用力の低いものも一部含まれています。また、資産担保証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、または、できなくなることが予想される場合には、資産担保証券の価格が大きく下落することもあります（債務不履行の場合、予定されていた利息および償還金が支払われないこともあります。）。

資産担保証券を売買しようとする際に、市場の流動性が著しく低下している場合があります。この場合、資産担保証券の価格が大きく変動することがあり、これに伴い当ファンドの基準価額が大きく乱高下することがあります。

デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

パッシブ運用のリスク

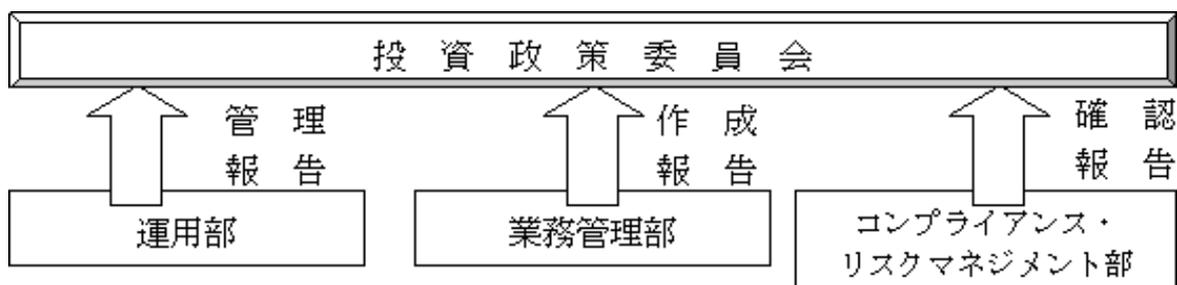
当ファンドはパッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

当ファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(2) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは信託約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

4【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

お申込み手数料は、ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料は、ありません。

(3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価とし

て、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下の金額とします。

| 支払先 | 報酬額 |
|------|-----------------------------------|
| 委託会社 | 信託財産の純資産総額の年率0.0945% (税抜0.09%)相当額 |
| 受託会社 | 信託財産の純資産総額の年率0.0420% (税抜0.04%)相当額 |
| 販売会社 | 信託財産の純資産総額の年率0.1050% (税抜0.10%)相当額 |
| 合計 | 信託財産の純資産総額の年率0.2415% (税抜0.23%)相当額 |

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との間の配分は別に定めます（信託約款第38条第2項）。

信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（信託約款第38条第3項）。委託会社および販売会社の報酬は当ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は当ファンドから受託会社に支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します（信託約款第37条第1項）。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します（信託約款第37条第2項）。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます（信託約款第37条第3項）。

ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。収益分配金および償還時の元本超過額については、所得税および地方税はかかりません。

税法もしくは確定拠出年金法が改正された場合は、内容が変更されることがあります。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

当ファンドは、平成23年3月15日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド）

（平成22年12月30日現在）

| 種類 | 国 / 地域名 | 時価合計（円） | 投資比率（%） |
|------|---------|----------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 93,032,550,918 | 40.29 |

| | | |
|----------------------|-----------------|--------|
| イタリア | 22,439,161,056 | 9.72 |
| ドイツ | 21,687,129,975 | 9.39 |
| フランス | 21,339,330,664 | 9.24 |
| イギリス | 17,914,538,483 | 7.76 |
| スペイン | 8,997,299,523 | 3.90 |
| カナダ | 6,741,900,259 | 2.92 |
| ベルギー | 5,933,560,312 | 2.57 |
| オランダ | 5,668,485,952 | 2.46 |
| オーストリア | 4,001,758,239 | 1.73 |
| オーストラリア | 2,440,216,554 | 1.06 |
| メキシコ | 2,244,977,459 | 0.97 |
| ポルトガル | 2,114,466,885 | 0.92 |
| ポーランド | 2,029,013,349 | 0.88 |
| デンマーク | 1,874,446,593 | 0.81 |
| アイルランド | 1,638,597,345 | 0.71 |
| スウェーデン | 1,496,870,717 | 0.65 |
| フィンランド | 1,282,511,745 | 0.56 |
| スイス | 1,208,096,064 | 0.52 |
| マレーシア | 1,207,261,860 | 0.52 |
| シンガポール | 836,752,446 | 0.36 |
| ノルウェー | 573,853,479 | 0.25 |
| 小計 | 226,702,779,877 | 1.81 |
| コール・ローン、その他資産（負債控除後） | 4,189,114,048 | 100.00 |

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（2）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当する事項はありません。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド）

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成22年12月30日現在）

| 順位 | 国/ 地域 名 | 種類 | 銘柄名 | 利率 (%) | 償還日 | 数量 (額面) | 簿価 単価 (円) | 簿価金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価金額 (円) | 投資比 率 (%) |
|----|---------------|----------|-----------------|-----------|------------|------------|-----------------|---------------|-----------------|---------------|-----------------|
| 1 | アメリカ | 国債 証券 | US TREASURY N/B | 4.250 | 2013/11/15 | 30,000,000 | 8,868 | 2,660,445,019 | 8,907 | 2,672,171,692 | 1.16 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|------------------------|--------|------------|------------|--------|---------------|--------|---------------|------|
| 2 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 1.375 | 2012/05/15 | 29,500,000 | 8,199 | 2,418,792,210 | 8,255 | 2,435,319,097 | 1.05 |
| 3 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 3.625 | 2020/02/15 | 25,000,000 | 8,166 | 2,041,384,802 | 8,432 | 2,108,077,033 | 0.91 |
| 4 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.875 | 2012/06/30 | 24,000,000 | 8,851 | 2,124,346,512 | 8,686 | 2,084,640,672 | 0.90 |
| 5 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 2.375 | 2014/08/31 | 23,500,000 | 8,186 | 1,923,824,069 | 8,434 | 1,982,040,525 | 0.86 |
| 6 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.250 | 2013/08/15 | 22,000,000 | 8,844 | 1,945,725,647 | 8,867 | 1,950,768,737 | 0.84 |
| 7 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 11.250 | 2015/02/15 | 17,195,000 | 11,525 | 1,981,746,223 | 11,291 | 1,941,566,224 | 0.84 |
| 8 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.000 | 2012/11/15 | 22,000,000 | 8,732 | 1,921,074,922 | 8,672 | 1,907,910,538 | 0.83 |
| 9 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 1.875 | 2012/06/15 | 22,500,000 | 8,352 | 1,879,219,881 | 8,317 | 1,871,269,829 | 0.81 |
| 10 | ドイツ | 国債証券 | GERMAN GOVERNMENT BOND | 4.000 | 2012/04/13 | 16,500,000 | 11,446 | 1,888,595,280 | 11,249 | 1,856,096,771 | 0.80 |
| 11 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.750 | 2017/08/15 | 20,000,000 | 9,200 | 1,840,011,859 | 9,231 | 1,846,256,997 | 0.80 |
| 12 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 1.875 | 2015/06/30 | 21,200,000 | 8,444 | 1,790,192,692 | 8,173 | 1,732,717,208 | 0.75 |
| 13 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.125 | 2012/08/31 | 20,000,000 | 8,759 | 1,751,757,106 | 8,634 | 1,726,887,186 | 0.75 |
| 14 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 3.500 | 2020/05/15 | 20,000,000 | 8,706 | 1,741,189,826 | 8,325 | 1,664,938,488 | 0.72 |
| 15 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 1.750 | 2012/08/15 | 20,000,000 | 8,251 | 1,650,172,500 | 8,312 | 1,662,396,000 | 0.72 |
| 16 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.000 | 2015/02/15 | 18,500,000 | 8,858 | 1,638,658,535 | 8,923 | 1,650,665,894 | 0.71 |
| 17 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.500 | 2012/04/30 | 19,000,000 | 8,732 | 1,658,996,339 | 8,601 | 1,634,253,591 | 0.71 |
| 18 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 2.750 | 2019/02/15 | 20,000,000 | 7,754 | 1,550,785,258 | 8,022 | 1,604,334,375 | 0.69 |
| 19 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.125 | 2015/05/15 | 17,500,000 | 8,781 | 1,536,595,812 | 8,969 | 1,569,573,796 | 0.68 |
| 20 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 3.625 | 2013/05/15 | 17,000,000 | 8,666 | 1,473,298,455 | 8,706 | 1,480,029,773 | 0.64 |
| 21 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 4.625 | 2017/02/15 | 15,500,000 | 9,331 | 1,446,370,084 | 9,168 | 1,420,981,875 | 0.62 |
| 22 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 3.125 | 2019/05/15 | 17,000,000 | 7,776 | 1,321,908,207 | 8,213 | 1,396,152,197 | 0.60 |
| 23 | ドイツ | 国債証券 | GERMAN GOVERNMENT BOND | 3.250 | 2015/07/04 | 12,000,000 | 11,244 | 1,349,311,080 | 11,448 | 1,373,772,441 | 0.59 |
| 24 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 8.750 | 2017/05/15 | 12,000,000 | 11,030 | 1,323,652,499 | 11,181 | 1,341,757,948 | 0.58 |
| 25 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 1.875 | 2014/04/30 | 16,000,000 | 8,069 | 1,291,062,368 | 8,325 | 1,332,056,401 | 0.58 |
| 26 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 2.750 | 2016/11/30 | 15,500,000 | 8,010 | 1,241,499,131 | 8,311 | 1,288,258,218 | 0.56 |
| 27 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 2.875 | 2013/01/31 | 15,000,000 | 8,483 | 1,272,485,907 | 8,530 | 1,279,552,158 | 0.55 |
| 28 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 2.750 | 2013/02/28 | 15,000,000 | 8,429 | 1,264,398,840 | 8,512 | 1,276,782,467 | 0.55 |
| 29 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 8.125 | 2019/08/15 | 11,200,000 | 11,120 | 1,245,450,187 | 11,329 | 1,268,849,888 | 0.55 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------|------|-----------------|-------|------------|------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|
| 30 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY N/B | 2.375 | 2014/10/31 | 15,000,000 | 8,234 | 1,235,138,646 | 8,426 | 1,263,890,342 | 0.55 |
| | | | | | | | | | | 投資比率：合計 | 21.90 |

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成22年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

| 種類 | 業種 | 投資比率(%) |
|------|----|---------|
| 国債証券 | - | 98.19 |
| 合計 | | 98.19 |

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

(注2) 平成22年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

該当する事項はありません。

【分配の推移】

該当する事項はありません。

【収益率の推移】

該当する事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

該当する事項はありません。

<参考情報> 運用実績

（平成22年12月30日現在）

基準価額・純資産の推移

該当する事項はありません。

<基準価額・純資産総額>

該当する事項はありません。

分配の推移

該当する事項はありません。

主要な資産の状況

<銘柄別投資比率>

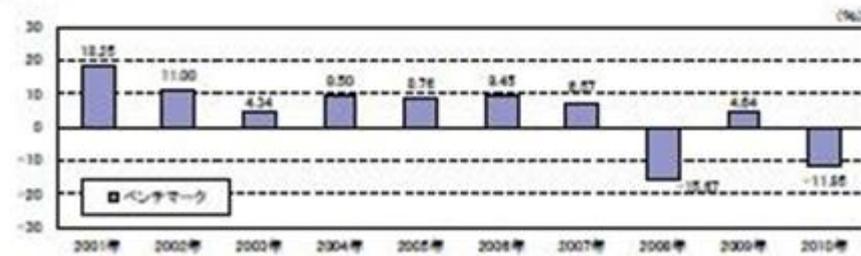
| 順位 | 国/地域名 | 種類 | 銘柄名 | 利率 | 償還日 | 投資比率 |
|----|-------|------|------------------------|---------|------------|-------|
| 1 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 4.250% | 2015/11/15 | 1.18% |
| 2 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 1.375% | 2012/5/15 | 1.06% |
| 3 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 3.625% | 2020/2/15 | 0.97% |
| 4 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 4.875% | 2012/5/30 | 0.90% |
| 5 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 2.375% | 2014/8/31 | 0.88% |
| 6 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 4.250% | 2015/8/15 | 0.84% |
| 7 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 11.250% | 2015/2/15 | 0.84% |
| 8 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 4.000% | 2012/11/15 | 0.83% |
| 9 | アメリカ | 国債証券 | US TREASURY 8/7 | 1.875% | 2012/8/15 | 0.81% |
| 10 | ドイツ | 国債証券 | GERMAN GOVERNMENT BOND | 4.000% | 2012/4/13 | 0.80% |

※投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各銘柄金額の比率で、上位10銘柄について記載しています。

<国/地域別投資比率>

| 順位 | 国/地域名 | 種類 | 投資比率 |
|----|---------|------|--------|
| 1 | アメリカ | 国債証券 | 40.29% |
| 2 | イタリア | 国債証券 | 9.72% |
| 3 | ドイツ | 国債証券 | 9.39% |
| 4 | フランス | 国債証券 | 9.24% |
| 5 | イギリス | 国債証券 | 7.78% |
| 6 | スペイン | 国債証券 | 3.90% |
| 7 | カナダ | 国債証券 | 2.92% |
| 8 | ベルギー | 国債証券 | 2.57% |
| 9 | オランダ | 国債証券 | 2.48% |
| 10 | オーストラリア | 国債証券 | 1.73% |

※投資比率は、マザーファンド純資産総額に対する各銘柄金額の比率で、上位10ヶ国/地域について記載しています。

年間収益率の推移(暦年ベース)

※平成22年3月15日より運用を開始する予定のため、ベンチマークの収益率を開示しております。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 上記のベンチマークの情報は参考情報です。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) 営業時間内において、いつでも、お申込日の翌営業日の基準価額にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます。ただし、お申込日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に当たる場合、または、フランスおよびドイツ両国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則としてお申込みはできません。なお、この場合の申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとします。なお、この時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) お申込単位は、1口の整数倍とします。
- 3) 受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第8条第1項に規定される契約に基づいて受益権の取得申込みを企図する者および同法第55条に規定される規約に基づいて受益権の取得申込みを企図する同法第2条第5項に定める連合会(同法第61条に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)に限る者としてします。
なお、上記にかかわらず、ファンド設定のため、委託会社および販売会社が自己の資金をもって受益権を取得する場合があります。
- 4) ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。その際、販売会社との間で、自動けいぞく投資約款にしたがった契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結し、販売会社所定の申込書に届出印を捺印のうえ、申込金を払い込みます。（当ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです。）
- 5) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよび既に受け付けた受益権の取得申込の受け付けを取り消すことができます（信託約款第11条第7項）。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、一口単位をもって一部解約の実行を請求することができます(信託約款第44条第1項)。なお、一部解約の請求の受け付けは、営業日の午後3時までとし、この受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) 受益者が、上記1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします(信託約款第44条第2項)。
- 3) 上記1)および2)の規定にかかわらず、解約請求日が次のいずれかに該当する場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします(信託約款第44条第3項)。
米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日
フランスおよびドイツ両国の取引所または銀行の休業日
解約請求日から当該解約請求日に係る一部解約金の支払開始日までの期間中（解約請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日にあたる場合、またはフランスおよびドイツの両国の取引所または銀行の休業日にあたる場合
- 4) 委託会社は、上記1)の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記1)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます(信託約款第44条第4項)。

- 5) 上記4)の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額とします。
- 6) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託会社の判断により、上記1)による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた上記1)による一部解約の実行の請求を取り消すことができます(信託約款第44条第6項)。
- 7) 上記6)の規定により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記5)の規定に準じて計算された価額とします(信託約款第44条第7項)。
- 8) 解約価額は、販売会社又は委託会社においてご確認いただけます。ご照会方法の詳細については、下記 3 (1) 3)をご参照ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び信託約款第24条に定める借入公社債を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法^{*}により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

*一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

| 対象 | 評価方法 |
|--------|--|
| 投資信託証券 | 原則として、基準価額算出日の前営業日の基準価額で評価します。 |
| 公社債等 | 原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 証券会社、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額 |

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、下記(5) 1) の事由により信託は終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年2月21日から翌年2月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は平成23年3月15日から平成24年2月20日までとします（信託約款第35条第1項）。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、下記(5)1)に定める信託期間の終了日とします（信託約款第35条第2項）。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(a) 信託の終了

信託契約の解約(信託約款第45条)

- (イ) 委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます
- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 上記(ロ)および上記(ハ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの規定は委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、(ロ)から(ニ)までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令(信託約款第46条第1項)

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い(信託約款第47条)

- (イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2)の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い(信託約款第48条)

- (イ) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い(信託約款第49条)

- (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記2)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更等(信託約款第50条)

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項（変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が

否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3) 投資信託受益権の取扱いに関する契約の変更

委託会社と販売会社との間の投資信託受益権の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。ただし、期間満了の3ヵ月前までに当事者のいずれかにより意思表示があった場合は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

4) 反対者の買取請求権

上記1)(a) iに規定する信託契約の解約または上記2)に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記1)(a) i(ロ)または上記2)(b)に規定する書面に付記します(信託約款第51条)。

5) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します(信託約款第53条)。

4【受益者の権利等】

受益権

この信託契約締結当初の受益者は委託会社のみとします。なお、委託会社は確定拠出年金法第86条に規定する税制上の措置の対象外となります(信託約款第5条第1項)。追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します(信託約款第5条第2項)。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。収益分配金、償還金および一部解約金の請求権に関する内容および権利行使の手續

- 1) 受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、信託約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます(信託約款第41条第1項)。
- 2) 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます(信託約款第41条第2項)。
- 3) 一部解約金は、信託約款第44条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います(信託約款第41条第3項)。
- 4) 上記2)および3)に規定する償還金および一部解約金の支払いは、委託会社の指定する販売会社の営業所等において行うものとし、(信託約款第41条第4項)。
- 5) 受益者が、信託終了による償還金については上記2)に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します(信託約款第42条)。

議決権、受益者集会に関する権利

受益権には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。
 反対した受益者の買取請求権
 帳簿閲覧謄写請求権

第3【ファンドの経理状況】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、あらた監査法人による監査を受ける予定です。

当ファンドは、平成23年3月15日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当する事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当する事項はありません。

(3)【注記表】

該当する事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当する事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドは、平成23年3月15日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券（ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド）

（平成22年12月30日現在）

| | |
|----------------------------------|------------------------|
| 資産総額 | 230,891,893,925 円 |
| 負債総額 | 円 |
| 純資産総額（ - ） | 230,891,893,925 円 |
| 発行済口数 | 165,072,301,764 口 |
| 1口あたり純資産額（ / ） （1万口当たりの純資産の額） | 1.3987 円 (13,987 円) |

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

(3) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(4) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

| 部署名 | | 業務内容 |
|--------|---------------------|--|
| 営業本部 | 年金営業部 | 投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、コンサルタントとの折衝 |
| | 金融法人第一部 金融法人第二部 | 投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等 |
| 証券営業本部 | 証券営業部 | グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等 |
| 運用本部 | 運用部 | 投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等 |
| 業務管理本部 | 業務管理部 | 資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析、ソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理等 |
| 総合企画本部 | 企画調査部 | 商品設計、企画提案書の作成、契約締結手続き、勧誘資料作成、広告、営業イベント企画等 |
| | 財務部 | 会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等 |
| | テクノロジー・サービス部 | 電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理] |
| | インフラストラクチャー・サービス部 | 電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピュータ機器及び付属機器の設置・保守管理] |
| | 総務部 | 備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）および対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務） |
| | 人事部 | 福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務 |
| 内部管理本部 | コンプライアンス・リスクマネジメント部 | 法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等 |
| | 法務部 | 法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務 |
| | 内部監査部 | 経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告 |

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

平成23年1月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、109本であり、その純資産総額は97,865,355万円です（親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。）。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 (平成21年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成22年3月31日現在) | |
|-------------|-----|-------------------------|------|-------------------------|------|
| | | 金 額 | 構成比 | 金 額 | 構成比 |
| (資 産 の 部) | | | % | | % |
| 流動資産 | | | | | |
| 現金 | | 25 | | 69 | |
| 預金 | | 5,263,429 | | 6,652,255 | |
| 有価証券 | | 50,737 | | 49,072 | |
| 前払費用 | | 25,202 | | 23,912 | |
| 未収入金 | 4 | 594,303 | | 666,368 | |
| 未収委託者報酬 | | 513,913 | | 596,483 | |
| 未収収益 | | 21,245 | | 25,258 | |
| 未収消費税等 | | 672 | | - | |
| 繰延税金資産 | | 62,690 | | 79,106 | |
| 流動資産計 | | 6,532,220 | 94.5 | 8,092,526 | 95.9 |
| 固定資産 | | | | | |
| 有形固定資産 | | 210,474 | | 190,517 | |
| 建物附属設備 | 1 | 170,391 | | 156,889 | |
| 器具備品 | 1 | 40,082 | | 33,628 | |
| 無形固定資産 | | 4,035 | | 2,851 | |
| ソフトウェア | 2 | 4,035 | | 2,851 | |
| 投資その他の資産 | | 167,003 | | 154,500 | |
| 長期差入保証金 | | 143,411 | | 133,462 | |
| 繰延税金資産 | | 18,742 | | 16,187 | |
| その他投資 | | 4,850 | | 4,850 | |

| | | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|-----------|-------|
| 固定資産計 | | 381,513 | 5.5 | | 347,869 | 4.1 |
| 資産合計 | | 6,913,734 | 100.0 | | 8,440,395 | 100.0 |
| (負債の部) | | | % | | | % |
| 流動負債 | | | | | | |
| 預り金 | | 118,197 | | | 54,823 | |
| 未払金 | | 453,265 | | | 724,822 | |
| 未払手数料 | 260,007 | | | 302,298 | | |
| その他未払金 | 4 | 193,258 | | 422,523 | | |
| 未払費用 | 4 | 113,280 | | | 94,329 | |
| 未払法人税等 | | 138,985 | | | 406,808 | |
| 未払消費税等 | | - | | | 18,985 | |
| 賞与引当金 | | 26,400 | | | 62,492 | |
| その他の流動負債 | | 5,335 | | | 3,562 | |
| 流動負債計 | | 855,464 | 12.4 | | 1,365,824 | 16.2 |
| 固定負債 | | | | | | |
| 役員退職慰労引当金 | | 32,134 | | | 37,339 | |
| 退職給付引当金 | | 11,503 | | | 10,758 | |
| 固定負債計 | | 43,637 | 0.6 | | 48,098 | 0.6 |
| 負債合計 | | 899,102 | 13.0 | | 1,413,922 | 16.8 |
| (純資産の部) | | | % | | | % |
| 株主資本 | | 6,014,631 | 87.0 | | 7,026,473 | 83.2 |
| 資本金 | 310,000 | | | 310,000 | | |
| 利益剰余金 | | | | | | |
| 利益準備金 | 77,500 | | | 77,500 | | |
| その他利益剰余金 | | | | | | |
| 別途積立金 | 31,620 | | | 31,620 | | |
| 繰越利益剰余金 | 5,595,511 | | | 6,607,353 | | |
| 純資産合計 | | 6,014,631 | 87.0 | | 7,026,473 | 83.2 |
| 負債・純資産合計 | | 6,913,734 | 100.0 | | 8,440,395 | 100.0 |

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 前事業年度 | | | 当事業年度 | | |
|---------|-----|----------------|----------------|-----------|---------------|--|-----|
| | | 自 平成20年 4月 1日 | | 構成比 | 自 平成21年 4月 1日 | | 構成比 |
| | | 至 平成21年 3月 31日 | 至 平成22年 3月 31日 | | | | |
| 金額 | 金額 | % | 金額 | 金額 | % | | |
| 営業収益 | | | | | | | |
| 委託者報酬 | | 6,889,542 | | 6,090,712 | | | |
| 投資顧問収入 | 1 | 2,359,466 | | 2,069,761 | | | |
| その他営業収益 | | 30,660 | | 16,491 | | | |
| 営業収益計 | | 9,279,668 | 100.0 | 8,176,964 | 100.0 | | |
| 営業費用 | | | | | | | |
| 支払手数料 | | 3,684,541 | | 3,146,528 | | | |
| 広告宣伝費 | | 25,730 | | 11,395 | | | |
| 公告費 | | 1,140 | | 1,140 | | | |
| 調査費 | | 703,510 | | 556,209 | | | |

| | | | | | | |
|--------------|---|---------|-----------|------|---------|-----------|
| 調査費 | 1 | 275,300 | | | 240,382 | |
| 委託調査費 | 1 | 426,567 | | | 314,332 | |
| 図書費 | | 1,642 | | | 1,494 | |
| 委託計算費 | | | 168,721 | | | 187,144 |
| 営業雑経費 | | | 62,768 | | | 47,159 |
| 通信費 | | 12,063 | | | 7,740 | |
| 印刷費 | | 10,291 | | | 9,869 | |
| 協会費 | | 27,006 | | | 15,464 | |
| 諸会費 | | 4,313 | | | 5,333 | |
| その他 | | 9,094 | | | 8,752 | |
| 営業費用計 | | | 4,646,413 | 50.1 | | 3,949,576 |
| 一般管理費 | | | | | | |
| 給料 | | | 1,317,850 | | | 1,201,883 |
| 役員報酬 | 1 | 374,484 | | | 267,365 | |
| 給料・手当 | 1 | 771,542 | | | 761,261 | |
| 賞与 | 1 | 145,423 | | | 110,764 | |
| 賞与引当金繰入額 | | 26,400 | | | 62,492 | |
| 退職金 | | | 62,794 | | | - |
| 交際費 | | | 9,257 | | | 5,925 |
| 旅費交通費 | | | 32,298 | | | 27,228 |
| 租税公課 | | | 13,827 | | | 21,458 |
| 不動産賃借料 | | | 186,096 | | | 160,720 |
| 役員退職慰労引当金繰入額 | | | 5,976 | | | 5,204 |
| 退職給付費用 | | | 36,316 | | | 39,747 |
| 固定資産減価償却費 | | | 20,414 | | | 21,584 |
| 福利厚生費 | | | 95,841 | | | 87,474 |
| 事務手数料 | 1 | | 811,546 | | | 744,715 |
| 諸経費 | | | 116,992 | | | 100,465 |
| 一般管理費計 | | | 2,709,212 | 29.2 | | 2,416,409 |
| 営業利益 | | | 1,924,042 | 20.7 | | 1,810,977 |
| 営業外収益 | | | | | | |
| 受取利息 | | | 33 | | | 0 |
| 有価証券売却益 | | | - | | | 3,857 |
| 雑収入 | | | 49 | | | 402 |
| 営業外収益計 | | | 83 | 0.0 | | 4,259 |
| 営業外費用 | | | | | | |
| 為替差損 | | | - | | | 231 |
| 有価証券売却損 | | | 4,967 | | | - |
| 営業外費用計 | | | 4,967 | 0.0 | | 231 |
| 経常利益 | | | 1,919,158 | 20.7 | | 1,815,005 |
| 特別損失 | | | | | | |
| ゴルフ会員権評価損 | | | 7,966 | | | - |
| 事務処理損失 | | | - | | | 93 |
| 特別損失計 | | | 7,966 | 0.1 | | 93 |
| 税引前当期純利益 | | | 1,911,192 | 20.6 | | 1,814,912 |
| 法人税,住民税及び事業税 | | | 844,967 | 9.1 | | 816,931 |

| | | | | | | |
|---------|--|-----------|------|--|-----------|------|
| 法人税等調整額 | | 51,267 | 0.6 | | 13,860 | 0.2 |
| 当期純利益 | | 1,014,957 | 10.9 | | 1,011,841 | 12.4 |

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日) | 当事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日) |
|----------|---|---|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | 310,000 | 310,000 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 310,000 | 310,000 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | | |
| 前期末残高 | 77,500 | 77,500 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 77,500 | 77,500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | | |
| 前期末残高 | 31,620 | 31,620 |
| 当期変動額 | | |
| 当期変動額合計 | - | - |
| 当期末残高 | 31,620 | 31,620 |
| 繰越利益剰余金 | | |
| 前期末残高 | 4,580,554 | 5,595,511 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期変動額合計 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期末残高 | 5,595,511 | 6,607,353 |
| 利益剰余金合計 | | |
| 前期末残高 | 4,689,674 | 5,704,631 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期変動額合計 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期末残高 | 5,704,631 | 6,716,473 |
| 株主資本合計 | | |
| 前期末残高 | 4,999,674 | 6,014,631 |
| 当期変動額 | | |
| 当期純利益 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期変動額合計 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期末残高 | 6,014,631 | 7,026,473 |
| 純資産合計 | | |
| 前期末残高 | 4,999,674 | 6,014,631 |

当期変動額

| | | |
|---------|-----------|-----------|
| 当期純利益 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期変動額合計 | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 当期末残高 | 6,014,631 | 7,026,473 |

重要な会計方針

| | 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|--------------------------|---|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 有価証券 売買目的有価証券 決算末日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。 | (1) 有価証券 同 左 |
| 2. 固定資産の減価償却方法 | (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産及び長期前払費用 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 | (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 |
| 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 該当事項はありません。 | 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。 | (1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は20,032千円であります。 (3) 役員退職慰労引当金 同 左 |

| | | |
|--------------------------------------|---|----------------------|
| 5.その他 財務諸表 作成のた めの重要 な事項 | (1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜 方式によっております。 | (1) 消費税等の処理方法 同 左 |
|--------------------------------------|---|----------------------|

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

| 前事業年度 (平成21年3月 31日 現在) | 当事業年度 (平成22年3月 31日 現在) |
|--|---|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 21,433千円 器具備品 14,520千円 | 1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 34,935千円 器具備品 21,419千円 |
| 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 3,274千円 | 2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,658千円 |
| 3. 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株 | 3. 授権株式数及び発行済株式総数 授権株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株 |
| 4. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社に対するものは 次のとおりであります。なお、以下はすべて親会 社に対するものであります。 その他未払金 63,034千円 未払費用 9,383千円 未収入金 36,567千円 | 4. 関係会社に係る注記 該当事項はありません。 |

(損益計算書関係)

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|---|--|
| 1. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社との取引は次のと おりであります。なお、以下はすべて親会社に対する ものであります。 投資顧問収入 367,521千円 調査費 207,735千円 委託調査費 350,427千円 給料・手当 24,637千円 賞与 213,295千円 事務手数料 739,279千円 | 1. 関係会社に係る注記 各科目に含まれている関係会社との取引は次のと おりであります。 (但し、親会社であったステート・ストリート・バン ク アンド トラストカンパニーは平成21年10月に関 係会社ではなくなっております。当該金額は10月以 降の関係会社でなくなった期間の金額も含めた当期 中における取引金額全てについて記載しておりま す。) 投資顧問収入 258,438千円 調査費 168,552千円 委託調査費 269,665千円 役員報酬 133,413千円 給料・手当 17,308千円 賞与 40,494千円 事務手数料 694,820千円 |

(株主資本等変動計算書関係)

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|--|--|
| | |

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| 1.当該事業年度の末日における発行済株式数 6,200株 | 1.当該事業年度の末日における発行済株式数 6,200株 |
| 2.配当金支払額 該当事項はありません。 | 2.配当金支払額 該当事項はありません。 |

(リース取引関係)

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|---|---|
| (会計方針の変更) 当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 | 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 該当事項はありません。 未経過リース料期末残高相当額 該当事項はありません。 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 2,473千円 減価償却費相当額 2,250千円 支払利息相当額 60千円 |
| 1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 車両 取得価額相当額 14,722千円 減価償却累計額相当額 6,751千円 期末残高相当額 7,970千円 未経過リース料期末残高相当額 1年内 8,133千円 1年超 -千円 合計 8,133千円 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 3,298千円 減価償却費相当額 3,000千円 支払利息相当額 249千円 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 | 減価償却費相当額の算定方法 同 左 利息相当額の算定方法 同 左 |

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用して

おります。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|------------|-----------|-----------|----|
| (1)現金及び預金 | 6,652,325 | 6,652,325 | |
| (2)未収委託者報酬 | 596,483 | 596,483 | |
| (3)未収入金 | 666,368 | 666,368 | |
| (4)その他未払金 | 422,523 | 422,523 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

| 前事業年度 (平成21年3月31日現在) | | 当事業年度 (平成22年3月31日現在) | |
|-------------------------|----------|-------------------------|----------|
| 売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 | 50,737千円 | 売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 | 49,072千円 |
| 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 | 787千円 | 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 | 1,112千円 |

(デリバティブ取引関係)

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|--|--|
| 該当事項はありません。 | 同 左 |

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、設立時より全面的に適格退職年金制度を採用しております。当社の適格退職年金契約は、当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2．退職給付債務及びその内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度 （平成21年3月 31日現在） | 当事業年度 （平成22年3月 31日現在） |
|----------------|--|--------------------------|
| 退職給付債務 | 131,064 | 161,243 |
| (1)年金資産 | 111,300 | 130,452 |
| (2)退職給付引当金 | 11,503 | 10,758 |
| (3)未認識数理計算上の差異 | 8,260 | 20,032 |
| | なお、当期は事業譲受により引き継いだ退職給付債務17,931千円、年金資産12,686千円及び退職給付引当金5,245千円を含んでおります。 | |

3．退職給付費用の内訳

（単位：千円）

| | 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|-------------------|--|--|
| 退職給付費用 | 36,316 | 39,747 |
| (1)勤務費用 | 22,465 | 29,006 |
| (2)利息費用 | 2,519 | 3,276 |
| (3)期待運用収益（減算） | 547 | 796 |
| (4)過去勤務債務の費用処理額 | - | - |
| (5)数理計算上の差異の費用処理額 | 11,878 | 8,260 |

4．退職給付債務等の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 （平成21年3月 31日現在） | 当事業年度 （平成22年3月 31日現在） |
|-------------------|--------------------------|--------------------------|
| (1)割引率 | 2.5% | 1.0% |
| (2)期待運用収益率 | 0.75% | 0.75% |
| (3)退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 | 期間定額基準 |
| (4)過去勤務債務の処理年数 | 1年 | 1年 |
| (5)数理計算上の差異の処理年数 | 1年 | 1年 |

（税効果会計関係）

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|--|--|
| 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) | 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) |
| 繰延税金資産（流動） | 繰延税金資産（流動） |
| 賞与引当金繰入超過額 10,742 | 賞与引当金繰入超過額 25,428 |
| 未払事業税 11,593 | 未払事業税 30,949 |
| その他未払金 21,027 | その他 26,538 |
| その他 34,566 | |
| 繰延税金資産（流動）合計 77,929 | 繰延税金資産（流動）合計 82,915 |
| 繰延税金負債（流動）との相殺 15,238 | 繰延税金負債（流動）との相殺 3,809 |
| 繰延税金資産（流動）の純額 62,690 | 繰延税金資産（流動）の純額 79,106 |
| 繰延税金資産（固定） | 繰延税金資産（固定） |
| 役員退職給与引当金 13,075 | 役員退職給与引当金 15,193 |
| 退職給付引当金 5,667 | 退職給付引当金 5,365 |
| | その他 3,247 |
| 繰延税金資産（固定）合計 18,742 | 繰延税金資産（固定）合計 23,807 |
| | 繰延税金負債（固定）との相殺 7,619 |
| 繰延税金資産合計 81,433 | 繰延税金資産（固定）の純額 16,187 |
| 繰延税金負債（流動） | 繰延税金資産合計 95,293 |
| 事業譲受に係る調整項目 15,238 | 繰延税金負債（流動） |
| 繰延税金負債（流動）合計 15,238 | 事業譲受に係る調整項目 3,809 |
| 繰延税金負債（流動）との相殺 15,238 | 繰延税金負債（流動）合計 3,809 |
| 繰延税金負債（流動）の純額 - | 繰延税金負債（流動）との相殺 3,809 |
| 繰延税金資産の純額 81,433 | 繰延税金負債（流動）の純額 - |
| ===== | 繰延税金負債（固定） |
| | 事業譲受に係る調整項目 7,619 |
| | 繰延税金負債（固定）合計 7,619 |
| | 繰延税金負債（固定）との相殺 7,619 |
| | 繰延税金負債（固定）の純額 - |
| | 繰延税金資産の純額 95,293 |
| | ===== |

| 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 | 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳 |
|---|---|
| 法定実効税率 40.7% 交際費等永久に損金に 算入されない項目 5.9% その他 0.3% | 法定実効税率 40.7% 交際費等永久に損金に 算入されない項目 3.6% その他 0.0% |
| 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 46.9% ===== | 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 44.2% ===== |

(企業結合関係等)

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|---|--|
| (事業譲受) 平成20年7月1日をもってステート・ストリート信託銀行株式会社より運用サービスについて事業を譲り受けました。 1. 事業譲受相手企業の名称及び事業の内容、事業譲受の目的、事業譲受日、企業結合の法的形式並びに事業譲受企業の名称 (1)事業譲受相手企業の名称及び事業の内容 ステート・ストリート信託銀行株式会社（銀行・信託業） (2)事業譲受の目的 ステート・ストリートグループ内の事業再編成 (3)事業譲受日 平成20年7月1日 (4)企業結合の法的形式 ステート・ストリート信託銀行株式会社を譲渡企業、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を譲受会社とする事業譲受 (5)事業譲受企業の名称 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 2. 事業譲受相手企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳及び価額 有形固定資産 42,421千円 その他（資産） 33,564千円 賞与引当金 26,712千円 退職給付引当金 5,245千円 その他（負債） 20,100千円 純資産 23,927千円 | 該当事項はありません。 |

(関連当事者情報)

前事業年度

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及

び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、追加はありません。

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

| 前事業年度 | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------------------------|------------------|------------------|-----------------------------|---------------------------|------------|--|--|---|---------------------|---------------------------|
| 自 平成20年4月 1日 | | | | | | | | | | | |
| 至 平成21年3月 31日 | | | | | | | | | | | |
| 属性 | 会社等の名称 | 住 所 | 資本金 又は 出資金 | 事業の内 容又は 職業 | 議決権の 所有（被 所有）割 合 | 関 係 内 容 | | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| 親会社 | ステート・ストリート・バンク・アント・トラストカンパニー | 米国マサチューセッツ州ボストン市 | 3.3億米ドル | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | 所有 100% | なし | 助言などの投資顧問サービス の提供並びに受け入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払 | 投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料 | 367,521 207,735 350,427 237,932 739,279 | 未収入金 未払金 未払費用 | 36,567 63,034 9,383 |

(2) 兄弟会社等

| 前事業年度 | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------------------|-------|------------------|-----------------------|---------------------------|------------|-------------------------------|--|---|---------------------|------------------|
| 自 平成20年4月 1日 | | | | | | | | | | | |
| 至 平成21年3月 31日 | | | | | | | | | | | |
| 属性 | 会社等の 名称 | 住 所 | 資本金又 は 出資金 | 事業の内 容 又は 職業 | 議決権 の所有 (被所 有)割合 | 関 係 内 容 | | 取引の 内容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービス の提供及び費用の立替払い | 投資顧問料の受取 人件費等の支払 事務所賃借料の支払 資産運用に係る事業の譲受 | 165,174 54,108 11,429 75,985 52,057 | 未払金 譲受資産 譲受負債 | 20,619 |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------|--------------|---------------|----|----|---------------------------------|------------------------------------|-----------------|--------------|----------------|
| ステート・ストリート株式会社 | 東京都港区 | 1千万円 | サービス業 | なし | なし | 備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ | 備品賃借料の支払 役務料の支払 | 313 68,048 | 未払金 | 715 |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム | 英国ロンドン | 62百万ポンド | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供 | 投資顧問料の受取 | 56,392 | 未収入金 | 3,294 |
| ステート・ストリート・マネジメント・S.A | ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市 | 12.5万ユーロ | サービス業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供 | 投資顧問料の受取 | 56,513 | | |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール | シンガポールシンガポール市 | 136万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供及び情報提供コンサルタントサービスの提供 | 投資顧問料の受取 情報提供 コンサルタントサービスの提供 | 27,128 1,200 | 未収入金 未収入金 | 1,509 1,200 |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH | ドイツミュンヘン | 250万ユーロ | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供 | 投資顧問料の受取 | 27,492 | 未収入金 | 3,227 |
| タッカーマン・グループ | 米国ニューヨーク州ニューヨーク市 | 1百万ドル | 不動産投資顧問業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの受入 | 投資顧問料の支払 | 5,352 | 未払金 | 2,166 |
| ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ, LLC | 米国マサチューセッツ州ボストン市 | 237百万米ドル | 証券業 | なし | なし | ETF商品の紹介 | 紹介料の受取 | 6,081 | 未収収益 | 6,081 |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア | オーストラリアシドニー | 8百万オーストラリアドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの受入 | 投資顧問料の受取 | 14,352 | 未収入金 | 790 |

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金

額に基づき決定しております。

2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. 事業譲受については、第三者の評価額を基に決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニー

（非上場）

ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

当事業年度

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 兄弟会社等

| 当事業年度 | | | | | | | | | | | |
|---------------|------------|-----|--------------|-----------------------|---------------------------|------------|------------|-----------|------------------|----|------------------|
| 自 平成21年4月 1日 | | | | | | | | | | | |
| 至 平成22年3月 31日 | | | | | | | | | | | |
| 属性 | 会社等の 名称 | 住 所 | 資本金又は 出資金 | 事業の内 容 又は 職業 | 議決権 の所有 (被所 有)割合 | 関係内容 | | 取引の内 容 | 取引 金額 (千円) | 科目 | 期末 残高 (千円) |
| | | | | | | 役員の 兼任等 | 事業上の 関係 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|-------------------------------|------------------|---------|-----------------------------|----|----|---|--|---|---------------------|-----------------------------|
| 親会社の子会社 | ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー | 米国マサチューセッツ州ボストン市 | 29百万米ドル | 銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務 | なし | なし | 助言などの投資顧問サービスを提供並びに受入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払 | 投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料 | 258,438 168,552 269,665 191,216 694,820 | 未収入金 未払金 未払費用 | 33,424 365,368 14,565 |
| | ステート・ストリート信託銀行株式会社 | 東京都港区 | 25億円 | 銀行業 | なし | なし | 投資信託計理の事務サービス の受入、兼職社員の人件費支払等 | 投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払 | 41,455 8,722 59,715 | 未払金 | 3,619 |
| | ステート・ストリート株式会社 | 東京都港区 | 1千万円 | サービス業 | なし | なし | 備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ | 備品賃借料の支払 役務料の支払 | 263 47,703 | 未払金 | - |

| | | | | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------|--------------|---------------|----|--------------------------|-----------------------|--------------------|--------------|--------------|---------|
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム | 英国 ロンドン | 62百万ポンド | 投資顧問、投資信託委託業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供 | 投資顧問料の受取 | 14,590 | 未収入金 | 1,052 |
| ステート・ストリート・マネジメント・S.A | ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ市 | 12.5万ユーロ | サービス業 | なし | あり 当社代表取締役が非常勤取締役役に就任 | 投資顧問サービスの提供 | 投資顧問料の受取 | 43,978 | | |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール | シンガポール シンガポール市 | 136万シンガポールドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介 | 投資顧問料の受取 紹介料の受取 | 10,790 82 | 未収入金 未収収益 | - 82 |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH | ドイツ ミュンヘン | 250万ユーロ | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの提供 | 投資顧問料の受取 | 46,435 | 未収入金 | - |
| タッカーマン・グループ | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市 | 1百万ドル | 不動産投資顧問業務 | なし | なし | 投資顧問サービスの受入 | 投資顧問料の支払 | 4,461 | 未払金 | 2,512 |
| ステート・ストリート・グローバル・マーケットツ,LLC | 米国 マサチューセッツ州 ボストン市 | 237百万米ドル | 証券業 | なし | なし | ETF商品の紹介 | 紹介料の受取 | 11,647 | 未収収益 | 6,394 |
| ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア | オーストラリア シドニー | 8百万オーストラリアドル | 投資顧問業 | なし | なし | 投資顧問サービスの受入 | 投資顧問料の受取 | 9,894 | 未収入金 | 650 |

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

(非上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|---|---|
| 1株当たり純資産 970,101円91銭 1株当たり当期純利益 163,702円80銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 | 1株当たり純資産 1,133,302円12銭 1株当たり当期純利益 163,200円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 |

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|--------------------|--|--|
| 当期純利益 (千円) | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式にかかる当期純利益 (千円) | 1,014,957 | 1,011,841 |
| 期中平均株式数 (株) | 6,200 | 6,200 |

(重要な後発事象)

| 前事業年度 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日 | 当事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日 |
|--|---|
| 該当事項はありません。 | 当社が設定した私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌事業年度で予定しており、翌事業年度の営業収益および営業費用が、大幅に減少する可能性があります。 なお、当事業年度における上記4ファンドからの営業収益および営業費用は以下のとおりです。 委託者報酬 4,008,136千円 支払手数料 2,614,000千円 |

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日現在) | |
|---------------|-----|-------------------------------|-------|
| | | 金 額 | 構成比 |
| (資 産 の 部) | | | % |
| 流動資産 | | | |
| 現金 | | 68 | |
| 預金 | | 6,447,943 | |
| 有価証券 | | 40,248 | |
| 前払金 | | 7,185 | |
| 前払費用 | | 16,633 | |
| 未収入金 | | 564,920 | |
| 未収委託者報酬 | | 316,101 | |
| 未収収益 | | 234,041 | |
| 繰延税金資産 | | 78,277 | |
| 流動資産計 | | 7,705,420 | 95.9 |
| 固定資産 | | | |
| 有形固定資産 | | 181,229 | |
| 建物附属設備 | 1 | 150,138 | |
| 器具備品 | 1 | 31,090 | |
| 無形固定資産 | | 2,259 | |
| ソフトウェア | | 2,259 | |
| 投資その他の資産 | | 143,597 | |
| 長期差入保証金 | | 107,385 | |
| 繰延税金資産 | | 31,362 | |
| その他投資 | | 4,850 | |
| 固定資産計 | | 327,085 | 4.1 |
| 資 産 合 計 | | 8,032,506 | 100.0 |
| (負 債 の 部) | | | % |
| 流動負債 | | | |
| 預り金 | | 32,071 | |
| 未払金 | | 222,011 | |
| 未払手数料 | | 110,057 | |
| その他未払金 | | 111,953 | |
| 未払費用 | | 86,666 | |
| 未払法人税等 | | 274,931 | |
| 未払消費税等 | 2 | 17,718 | |
| 賞与引当金 | | 128,076 | |
| 流動負債計 | | 761,475 | 9.5 |
| 固定負債 | | | |
| 役員退職慰労引当金 | | 41,879 | |
| 退職給付引当金 | | 15,814 | |
| 固定負債計 | | 57,693 | 0.7 |
| 負 債 合 計 | | 819,169 | 10.2 |
| (純 資 産 の 部) | | | % |
| 株主資本 | | 7,213,337 | 89.8 |

| | | | |
|----------|-----------|-----------|-------|
| 資本金 | 310,000 | | |
| 利益剰余金 | 6,903,337 | | |
| 利益準備金 | 77,500 | | |
| その他利益剰余金 | | | |
| 別途積立金 | 31,620 | | |
| 繰越利益剰余金 | 6,794,217 | | |
| 純資産合計 | | 7,213,337 | 89.8 |
| 負債・純資産合計 | | 8,032,506 | 100.0 |

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

| 科 目 | 期 別 | 第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1 日 至 平成22年9月30日 | |
|--------------|-----------|---|-------|
| | | 金 額 | 構成比 |
| 営業収益 | | | % |
| 委託者報酬 | | 2,281,144 | |
| 投資顧問収入 | | 976,944 | |
| その他営業収益 | | 7,329 | |
| 営業収益計 | | 3,265,418 | 100.0 |
| 営業費用・一般管理費 | | | |
| 営業費用 | | 1,471,465 | |
| 支払手数料 | 1,078,480 | | |
| その他営業費用 | 392,984 | | |
| 一般管理費 | 1 | 1,327,830 | |
| 営業費用・一般管理費計 | | 2,799,295 | 85.7 |
| 営業利益 | | 466,122 | 14.3 |
| 営業外費用 | | 3,361 | 0.1 |
| 経常利益 | | 462,760 | 14.2 |
| 特別損失 | | 21,056 | 0.6 |
| 税引前中間純利益 | | 441,704 | 13.5 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 269,186 | 8.2 |
| 法人税等調整額 | | 14,345 | 0.4 |
| 中間純利益 | | 186,864 | 5.7 |

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

| | | 第14期 (自平成22年4月 1 日 至平成22年9月30日) |
|-----------|--|---------------------------------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | |
| 前期末残高 | | 310,000 |
| 当中間期変動額 | | |
| 当中間期変動額合計 | | - |

| | |
|-----------|-----------|
| 当中間期末残高 | 310,000 |
| 利益剰余金 | |
| 利益準備金 | |
| 前期末残高 | 77,500 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 77,500 |
| その他利益剰余金 | |
| 別途積立金 | |
| 前期末残高 | 31,620 |
| 当中間期変動額 | |
| 別途積立金の積立 | - |
| 当中間期変動額合計 | - |
| 当中間期末残高 | 31,620 |
| 繰越利益剰余金 | |
| 前期末残高 | 6,607,353 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 別途積立金の積立 | - |
| 中間純利益 | 186,864 |
| 当中間期変動額合計 | 186,864 |
| 当中間期末残高 | 6,794,217 |
| 利益剰余金合計 | |
| 前期末残高 | 6,716,473 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 中間純利益 | 186,864 |
| 当中間期変動額合計 | 186,864 |
| 当中間期末残高 | 6,903,337 |
| 株主資本合計 | |
| 前期末残高 | 7,026,473 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 中間純利益 | 186,864 |
| 当中間期変動額合計 | 186,864 |
| 当中間期末残高 | 7,213,337 |
| 純資産合計 | |
| 前期末残高 | 7,026,473 |
| 当中間期変動額 | |
| 剰余金の配当 | - |
| 中間純利益 | 186,864 |
| 当中間期変動額合計 | 186,864 |
| 当中間期末残高 | 7,213,337 |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | |
|------------------------------|--|
| | <p style="text-align: center;">第14期中間会計期間</p> <p style="text-align: center;">自 平成22年4月 1日</p> <p style="text-align: center;">至 平成22年9月30日</p> |
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | (1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。 |
| 2. 固定資産の減価償却方法 | (1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく中間期末要支給額を計上しております。 |
| 4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |
| 5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | (1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 |

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更
（資産除去債務に関する会計基準等の適用）

| |
|---|
| <p>第14期中間会計期間</p> <p>自 平成22年4月 1日</p> <p>至 平成22年9月30日</p> |
|---|

当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより営業利益及び経常利益はそれぞれ5,096千円減少し、税引前中間純利益は25,726千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額25,726千円であります。

注 記 事 項

（中間貸借対照表関係）

| 第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在) | |
|---|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | |
| 建物付属設備 | 41,686千円 |
| 器具備品 | 24,955千円 |
| 2. 消費税等の取扱い | |
| 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。 | |

（中間損益計算書関係）

| 第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日 | |
|--|----------|
| 1. 減価償却実施額 | |
| 有形固定資産 | 10,287千円 |
| 無形固定資産 | 591千円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

| 第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日 | | | | |
|--|------------------|---------------------|---------------------|-------------------|
| 発行済株式の種類及び総数に関する事項 | | | | |
| 株式の種類 | 前事業年度末 株式数（株） | 当中間会計期間 増加株式数（株） | 当中間会計期間 減少株式数（株） | 当中間会計期末 株式数（株） |
| 普通株式 | 6,200 | | | 6,200 |

（金融商品関係）

| 第14期中間会計期間 自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日 | |
|--|--|
|--|--|

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

| | 中間貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-----------|------------|-----------|----|
| (1)現金及び預金 | 6,448,011 | 6,448,011 | |
| (2)未収入金 | 564,920 | 564,920 | |

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収入金

未収入金は短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の中間決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

| |
|--------------------------------|
| 第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在) |
| 該当事項はありません。 |

(資産除去債務関係)

| |
|---|
| 第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在) |
| 当中間会計年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。 また、資産除去債務の総額の期中における増減は、上記算定金額以外ありません。 |

(デリバティブ取引関係)

| |
|----------------------------------|
| 第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在) |
| 当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。 |

(セグメント情報等)

| |
|--------------------------------|
| 第14期中間会計期間末 (平成22年9月30日 現在) |
|--------------------------------|

(セグメント情報)

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(セグメント関連情報)

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1株当たり情報)

第14期中間会計期間

自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日

1株当たり純資産額 1,163,441円51銭

1株当たり中間純利益 30,139円38銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第14期中間会計期間 | |
|-------------------|------------|
| 自 | 平成22年4月 1日 |
| 至 | 平成22年9月30日 |
| 中間純利益（千円） | 186,864 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式にかかる中間純利益（千円） | 186,864 |
| 期中平均株式数（株） | 6,200 |

（重要な後発事象）

| 第14期中間会計期間 | |
|-------------|------------|
| 自 | 平成22年4月 1日 |
| 至 | 平成22年9月30日 |
| 該当事項はありません。 | |

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. 受託会社

名称

中央三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託銀行:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額(平成22年9月末日現在)

11,000百万円

(51,000百万円)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

2. 販売会社

名称、資本金の額及び事業の内容

| (1) 名称 | (2) 資本金の額 | (3) 事業の内容 |
|----------------|-------------------------|-------------------------------|
| 損保ジャパンDC証券株式会社 | 3,000百万円 (平成22年3月現在) | 金融商品取引法に基づく第1種金融商品取引業を営んでいます。 |

(2)【関係業務の概要】

受託会社は主として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

販売会社は主として、受益権の募集取扱、収益分配金の再投資、収益分配金・償還金及び解約金

の支払いの取扱い、目論見書・運用報告書の交付等を行います。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙等に、委託会社及びファンドのロゴ・マークを表示し、イラストを使用する場合があります。また、ファンドのお問い合わせ先として、フリーダイヤル、受付時間、ホームページアドレス等を記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）の巻末に、ファンドの約款、用語解説を添付します。
- (3) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (4) 有価証券届出書本文の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として、目論見書の冒頭に記載することがあります
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松村 直孝 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報

重要な後発事項に記載のとおり、私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌年事業年度で予定しており、翌年事業年度の損益に影響を与える可能性が生じている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 松重 忠之 印

公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月8日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 高木 竜二 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 丘本 正彦 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。